(三)　機関の各加盟国は、総会において一の票を有する。手続問題についての決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行い、また、実質事項についての決定は、出席する加盟国のコンセンサス方式によって行う。ただし、コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。（第九条F関係）

(四)　総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、理事会の構成員の選出、機関の予算及び作業計画の採択、機関の財政規則その他の財政事項に関する決定、憲章の改正の承認、補助組織の設置の決定等を行う。（第九条G関係）

(五)　総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、加盟の申請についての決定、総会及び理事会の手続規則の承認、年次報告書その他の報告書の採択、憲章の範囲内の問題又は事項についての協定の締結の承認等を行う。ただし、コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。（第九条H関係）

(六)　総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、機関の所在地を指定し、及び事務局の事務局長を任命する。ただし、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で所在地を指定し、及び事務局長を任命する。機関の所在地は、総会の第一回会期において決定される。（第九条I及び第一八条関係）

9　理事会

(一)　理事会は、総会が選出する一一人以上二一人以下の機関の加盟国の代表により構成され、その具体的な人数は、機関の加盟国の数を基礎として切り上げて算定される加盟国の三分の一に相当する人数とする。理事会の構成員については、加盟国間の交替を前提として、二年の任期で選出される。（第一〇条A関係）

(二)　理事会は、半年ごとに会合し、その会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。（第一〇条B関係）

(三)　理事会の各構成員は、一の票を有する。手続問題についての決定は、その構成員の単純多数による議決で行い、また、実質事項についての決定は、構成員の三分の二以上の多数による議決で行う。（第一〇条D関係）

(四)　理事会は、加盟国間の協議及び協力の促進、機関の作業計画案及び予算案の検討及び総会への提出、総会の会期のための準備の承認、機関の活動に関する年次報告案等の検討及び総会への提出等を行う。（第一〇条F関係）

10　事務局

(一)　事務局は、総会、理事会及びこれらの補助組織が任務を遂行するに当たり、総会、理事会及びこれらの補助組織を補佐する。事務局は、憲章に基づいて与えられるその他の任務及び総会又は理事会によって委任される任務を遂行する。（第一一条A関係）

(二)　事務局は、事務局長及び必要な職員によって構成される。事務局長は、理事会の勧告に基づき四年の任期で総会によって任命され、その任期は、一回に限り更新することができる。（第一一条B関係）

(三)　事務局は、機関の作業計画案及び予算案の作成及び理事会への提出、機関の作業計画及びその決定の実施、機関の活動に関する年次報告案等の作成及び理事会への提出、総会、理事会等に対する運営上及び技術上の支援の提供等を行う。（第一一条E関係）

11　予算

(一)　機関の予算は、総会が採択する財政規則に従い、国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金、任意の拠出金その他の財源を財源とする。中核的な活動及び運営費用については、義務的な分担金によって支弁する。（第一二条A関係）

(二)　機関の予算案は、事務局が作成し、理事会に提出する。理事会は、承認のため勧告を付して当該予算案を総会に提出し、又は再検討及び再提出のため当該予算案を事務局に返却する。（第一二条B関係）

12　法人格、特権及び免除

機関は、国際法上の法人格を有するものとし、加盟国の領域内で及びその国内法令に従うことを条件として、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な国内における法律上の能力を享有する。加盟国は、特権及び免除に関する別個の取極について決定する。（第一三条関係）

13　最終条項

憲章の署名、批准、加入、効力発生、改正、脱退等について規定している。（第一五条、第一六条、第一九条及び第二〇条関係）

条約

国際再生可能エネルギー機関憲章をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

条約第三号

国際再生可能エネルギー機関憲章

この憲章の締約国は、

持続可能な開発のため、再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及び再生可能エネルギーを利用することが促進されることを希望し、

再生可能エネルギーが、エネルギーの安全保障及び不安定な価格の問題に対処するための並びにこれを漸進的に緩和するための大きな機会を提供するとの確固たる信念に動かされ、

再生可能エネルギーが、大気中の温室効果ガスの濃度を減少させ、それにより気候系の安定化に貢献し、及び低炭素経済への持続可能、確実かつ緩やかな移行を可能とするため、主要な役割を果たすことを確信し、

再生可能エネルギーの技術が有する肯定的な影響であって、持続可能な経済成長の促進及び雇用の創出に与えるものを助長することを希望し、

特に開発途上国においてエネルギーへの分散的なアクセスを提供し、並びに孤立した及び遠隔の地域及び島に対してエネルギーへのアクセスを提供するため、再生可能エネルギーが有する大きな可能性に動機付けられ、

化石燃料の使用及び伝統的なバイオマスの非効率的な使用が健康に与える深刻な悪影響を憂慮し、

再生可能エネルギーが、エネルギー効率の向上との組合せにより、今後数十年にわたって予想される世界的なエネルギー需要の急激な増加に漸進的に対応することができることを確信し、

再生可能エネルギーの利用を促進する既存の組織との緊密な協力を確立しつつ、加盟国間の協力を促進する国際機関を再生可能エネルギーの分野において設立する希望を確認して、